

# 射水市中小企業専門家活用 支援事業補助金について



市内の中小企業者等が経営・技術等の改善を図るため、下記対象の専門家派遣事業を活用した場合に、事業に要した費用の一部を助成し、同事業の利用を促進することにより、創業や経営改善を支援します。

## 1 補助内容

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
射水市内の中小企業者及び個人起業家	以下の機関（専門家派遣事業実施事業者）が実施する専門家派遣事業 ・射水商工会議所 ・射水市商工会 ・富山県新世紀産業機構 ・中小機構北陸本部	・事業に要した経費 (ただし、専門家派遣旅費は除きます。)	1/2 以内 (千円未満切捨て)	3万円

## 2 補助事業

専門家派遣事業を実施する各事業者の住所・連絡先は裏面に記載していますので、各事業者が実施する専門家派遣事業の詳細については、各事業者にお問い合わせください。

## 3 注意事項

市税及び早期完済保証料助成金返還金の滞納をしている場合は、補助金を交付することができません。

## 4 申請方法

専門家派遣事業実施事業者へ実績報告書を提出後30日以内に、必要書類を添付して、下記まで提出してください。

### 【提出書類】

- ① 補助金交付申請書
  - ② 補助金交付請求書
  - ③ 専門家派遣要請書の写し
  - ④ 専門家派遣決定通知書の写し
  - ⑤ 専門家派遣事業の実績報告書の写し
  - ⑥ 専門家派遣事業に係る費用を支払った旨を証する書類の写し
  - ⑦ 市税完納証明書（本庁舎、各地区センターで取得できます。）
- } (ホームページよりダウンロードできます。)

※随時申請を受け付けていますが、予算の都合上、予告なく受付を終了することがあります。

## 5 提出・お問い合わせ先

〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地

射水市役所 商工企業立地課 商工労政係 TEL : 0766-51-6675 FAX : 0766-51-6690

メールアドレス : kigyuu@city.imizu.lg.jp

ホームページURL : <http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18520>



## 専門家派遣事業実施事業者一覧表

射水市内の中小企業者等が経営・技術の改善を図るために専門家を活用する場合には、以下の事業者が専門家派遣事業を実施しています。

(詳細については、各専門家派遣事業実施事業者の連絡先にお問い合わせください。)

事業者名	住所	連絡先
射水商工会議所	〒934-0011 富山県射水市本町二丁目 10番35号	TEL : 0766-84-5110 FAX : 0766-84-5245
射水市商工会 (小杉本所)	〒939-0351 富山県射水市戸破 4229 番地	TEL : 0766-55-0072 FAX : 0766-55-3177
(公財) 富山県新世紀産業 機構 (中小企業支援センター)	〒930-0866 富山県富山市高田 527 番地 情報ビル 1 階	TEL : 076-444-5605 FAX : 076-444-5646
中小機構北陸本部	〒920-0031 石川県金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 10 階	TEL : 076-223-5546

### 【専門家活用支援事業の具体例】

- ・新メニュー開発のための料理法の開発支援の指導を受けた。
- ・特許出願のための必要な手続きについて、指導を受けた。
- ・経営計画や事業承継の計画的実施のための必要な準備について、指導を受けた。